

【別添参考】

薬食発1117第16号
平成26年11月17日

財務省関税局長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）並びに毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の輸入監視につきましては、従来より「医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について」（平成25年4月22日付け薬食発0422第2号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧通知」という。）により御協力をお願いしているところでありますが、今般、輸入手続きの一層の明確化を図るため、別添のとおり「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱要領」を定め、平成26年11月25日から実施することとしましたので、輸入医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いにつきましては、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、本通知の実施に伴い、「医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について」（平成25年4月22日付け薬食発0422第2号厚生労働省医薬食品局長通知。）は廃止いたします。